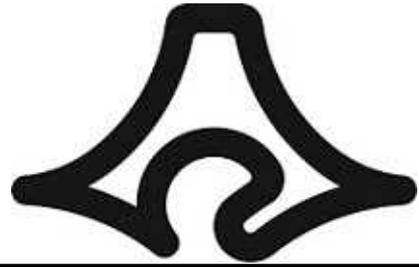


提供日 2024/11/29
タイトル 静岡市葵区日向地区における不適切盛土の行政代執行
担当 交通基盤部 河川砂防局河川砂防管理課
連絡先 河川砂防管理課
TEL 054-221-3028



1 要旨

静岡市葵区日向の砂防指定地内において、静岡県砂防指定地管理条例第3条第1項の知事の許可を得ずに盛土を行った事業者の(有)富田建材に対し、令和6年11月29日付けで、行政代執行法に基づく代執行令書を通知した。

2 代執行の理由

事業者に対して、令和5年4月3日に原状回復命令(監督処分)を発出したが従わなかったため、改めて令和6年10月15日に行政代執行法に基づく戒告書を事業者に通知したが、履行されなかった。

3 代執行令書の内容

代執行の対象地	静岡市葵区日向1718-1外の砂防指定地
代執行の内容	場内の切土・盛土による安定性確保
代執行の時期	令和6年12月12日から令和8年3月15日まで ただし、終了期限を延長することがある。
代執行の執行責任者	静岡県静岡土木事務所長
代執行費用の概算による見積額	約450,000,000円 ただし、精算の結果増減することがある。

4 その他

現場着手日(現地宣言:令和6年12月12日)の取材対応(時間、駐車場所等)については、改めてお知らせします。